

平成28年度第1回長野県契約審議会

日 時 平成28年6月13日（月）

13時45分から16時00分

場 所 ホテル信濃路

1 開 会

○事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから平成28年度第1回長野県契約審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めます会計局契約・検査課企画幹の岡沢雅孝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして進行してまいります。本日は11名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により過半数の定足数を満たし、会議が成立していることをまずご報告させていただきます。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。

なお、この会議の終了時刻につきましては16時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様にお願いでございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性もありますので、その点を十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

皆さん、こんにちは。会計管理者兼会計局長の清水でございます。本日は碓井会長を初め、各委員の皆様方におかれましては大変ご多忙中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この契約審議会、3年目ということでございますけれども、委員の皆様方にはご熱心にご議論を賜りまして心から感謝を申し上げます。今年度も引き続きよろしくお願いをいたします。

本日ですけれども、主な審議事項として、条例に基づく取組方針の変更案について他幾つか予定をしてございますけれども、これらにつきまして委員の皆様からご意見をいただきたいというふうに考えております。

また、審議事項の他に、前回審議会で一部お認めをいただいた、「県産品利用促進制度の試行について」及び「除雪業務の入札制度の見直し」についてなど、3点ほど報告事

項も予定しているところです。大変限られた時間の中ではございますけれども、委員の皆様の忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、簡単ですけれども、私からのごあいさつといたします。本日、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、4月に人事異動がございましたので、事務局の自己紹介をさせていただきます。

○下里契約・検査課長

契約・検査課長の下里巖と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○猿田技術管理室長

建設部建設政策課、技術管理室長の猿田吉秀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは会議事項に入りますが、議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることになっておりますので、碓井会長さんに会議事項の進行をお願いいたします。

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

○碓井会長

皆様、こんにちは。新年度の平成28年の第1回の契約審議会ということでございます。本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

それではお手元の次第の3、会議事項（1）審議事項がありますが、そのア、「前回審議会の主な意見について」でございます。では、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

契約・検査課の阿部と申します。座って説明させていただきます。

1ページの資料1をごらんください。前回、平成27年度第4回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。

内容はこの1ページに記載のとおりでございますけれども、対応案等の網掛け部分につきましては、前回審議会で事務局から説明、回答したものに補足を加えた項目でございます。

また、調査・設計業等に係る失格基準価格の見直しについてと、建設工事における適

正な労働賃金の支払を評価する取組の試行につきましては、技術管理室のほうからご説明いたします。

それ以外の項目につきましては、1点、入札及び契約に係る苦情申立手続要領についてでございますけれども、こちらについて、吉野委員からいただきました、説明請求審査部会での建設工事関連の審議日数を50日から90日にすることが可能かどうかというようなご意見につきまして、検討させていただくとしておりましたが、日数の変更は難しいんですけども、日数の算定に当たりましては、県の休日を含めないことを明確に記載いたしまして、整理いたしました。

○事務局

技術管理室、入札・契約班の峯村です。よろしくお願いします。着座にて失礼します。
前回ご審議いただきました調査・設計業等に係る失格基準価格の見直しにつきましては、吉野委員より調査・設計業は重層構造となる建設工事とは異なることから、将来にわたる技術者の確保・育成や、適正な利潤の確保の観点から失格基準価格の見直しが必要とのご意見や、堀越委員、西村委員より、失格基準価格の見直しに伴う効果、検証にかかるご意見をいただきました。

この対応としましては、国、県、民間で行っております、長野県を含む全国的な平均落札率の調査や、設計技術者等の翌年の単価を決定するための調査・設計業務等技術者給与実態調査、これらの調査結果等に注視し検証してまいります。また、委託業界とも引き続き情報交換をしながら実態把握に努め、必要な対応を図ってまいります。

次に、建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組の試行につきましては、意見の要旨に記載のとおり、下請次数の制限や適正な労働賃金の定義、標準見積書の活用方法等について、各委員の皆様から多くの意見をいただきました。そして、碓井会長からは、さまざまな問題点に留意し慎重に進め、常にブレーキを踏める状態にして進めることで了承と、おまとめいただきました。

現在、県下各発注機関におきまして、本取組の試行箇所を選定中であります、7月以降、順次公告を予定しておりますが、まず初期段階としましては、受注者にとって過度な負担とならぬよう、下請があまり多岐にわたらない工種から試行を始めまして、問題点の有無等を検証しながら順次拡大を図っていきたいと考えております。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの前回審議会の主な意見について、皆様からご質問、ご意見等ございましたらご発言お願いします。

吉野委員、よろしいですか。

○吉野委員

はい、仕方がないですね。

○碓井会長

それでは、この件はこの程度にさせていただきます。

イ 今年度審議予定項目について

○碓井会長

次にイの「今年度の審議予定項目」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

契約・検査課の南澤と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

資料2、2ページをごらんください。ここに記載の取組は、今後、検討する取組のうち、審議中あるいは未審議の中で、これから審議会に諮っていく必要のある項目を記載し、28年度、29年度以降の予定と内容を記載してございます。28年度予定欄に記載のある項目について説明させていただきます。

取組番号を追って説明させていただきます。10番ですが、これは下から2つ目の76番と連携しております、今年度も清掃、警備業務の賃金実態調査を実施しておりますので、予定価格設定の参考とするなど、状況報告をしていきたいと思っております。

18・19番は、建設工事以外で最低制限価格制度の導入拡大を進めるという取組として、県庁・合庁以外の庁舎の清掃や、県庁・合庁の警備に最低制限価格制度を導入、拡大していくことを想定しております、具体的になりましたら状況報告をしたいと思っております。

27番ですが、建設工事以外で総合評価落札方式での入札が適切な業務を研究ということになっておりまして、導入すべき業務が見えてくればご意見をお聞きしていきたいと考えております。

28・37番は庁舎等の清掃、警備業務の契約を複数年契約とするということを検討しております、具体的になりましたらご意見をお聞きしたいと考えております。

42・43番ですが、県產品認定制度と優先調達制度の試行についてさらに検討ということとして、ご意見をお聞きしながら進めていきたいと思っております。

51番は建設工事の入札参加資格で対象とする工事の種類、規模について緩和を検討するということで、案ができましたらご意見をお聞きしていきたいと考えております。

75番は総合評価での試行を進めながら検証することとしておりまして、今後、ご意見をお聞きしていきたいと考えております。

83番は、入札参加資格の県内企業を対象とした加点項目についての取組でございまして、今回、審議事項のエということでご提案させていただきますので、後ほど説明させていただきます。

今年度、審議予定の項目については資料は以上のとおりです。よろしくお願いします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまご説明がありました、「今年度の審議予定項目」につきまして、皆様からご質問、ご意見等がありましたらご発言を願います。高橋

委員どうぞ。

○高橋委員

75番の総合評価落札方式の検討でございます。先ほどご説明いただきましたように、労働賃金の支払実態を検証しながら、試行を進めていただくということで、先ほどもご報告ありました。現在、工事箇所等の選定をいただいているというお話でございますので、工期の関係等もあろうかと思いますけれども、来年の2月ぐらいの審議会が予定されているかと思いますので、そのあたりで中間的なご報告をいただければありがたいかなと。これは要望でございますけれどもよろしくお願ひいたします。

○碓井会長

事務局から何かコメントございますか、ご要望について。

○事務局

7月以降の公告案件の予定ということで、工事の規模としましては8,000万円程度、もしくはこれから工事内容を見る中で上下すると思いますが、工事内容、また工期等を検討する中で、できる範囲の中で中間報告できるようにしたいと思います。

○碓井会長

他に、堀越委員さん。

○堀越委員

要望なんすけれども、今日の審議事項の中にも入っておりますが、取組番号83に関連して、いろいろ県独自の認証制度などもありまして、そういうものを加点のほうに検討している状況のようなんすけれども、どういう認定制度が県として現在実施されているのか、その一覧表がほしいんです。

私自身の勉強不足というのもあるのかもしれないんですけども、突然こういう認証があつて、これを適用していると何点加点だというような話も出てきますので、できましたら、そういう一覧表があればありがたいなというふうに思います。

○碓井会長

今の点について、事務局で何かご発言ありますでしょうか。南澤さん。

○事務局

今の認証制度の一覧というのは、入札参加資格に関連するものということでよろしいのでしょうか。後から出てきますけれども、県産品なんかの関係でもいろいろ認証制度の話がありますけれど。県の認証制度全てというものがわかるというか、出せるというか、大き過ぎてわからないんです。入札参加資格とか、そういうことに関係するものということをまとめるのであれば、わかる気がするんですけど。

○碓井会長

はい、藏谷委員。

○藏谷委員

新客観のところを言っておられるんじゃないですか、新客観点数に関する認定制度のこと。

○碓井会長

それは今日の資料についている。

○藏谷委員

一覧表があるでしょう、新客観点数の一覧。

○碓井会長

色刷りの。

○事務局

今回ついていて、加点の対象とする項目の一覧は今回資料にございますが、これから加点するのではないかとか、加点になりそうだとかという項目になってくると、ものすごい数というか、何が出てくるかそのときにならないとわからないというのも実はございまして、わかる範囲で整理できるか検討させていただきたいと思います。

○藏谷委員

12ページの項目は全てですか。全部網羅していますか、12ページ。新客観点数の加点内容の改正（案）と。これは改正だけでしょ。全部のやつが堀越委員がほしいとおっしゃっているんですね。

○堀越委員

そうです。特にこの地域貢献に関するようなところについて、どういう制度が今あるのかというのがきちんと把握できないんです。

まあ、県のほうから、こういったものがあるからこれを対象としたいという案が出てきているわけなんですけれども、そのほかにもいろいろな制度があるんじゃないですかということの確認の意味で、そういういろいろな制度の中からこれを加点の対象とするということをきちんと委員として認識したいという、そういった意味なんです。

○碓井会長

堀越委員おっしゃるのは、加点の対象になっていないものも含めて一覧をほしいと、こういうことですね。

○堀越委員

できれば、そうです。そういうことです。

○碓井会長

なるほど、これはなかなか難しいかもしれません。加点になっているものはある程度作られるかもしれません。

○事務局

やはり各部局からこれを加点の対象にしてほしいといういろいろな意見がある中で、事務局のほうで時期尚早だとか、公平に確認できないとかという、そういう調整をしたりしている部分もございますので、集めたもの全てというとなかなか多いし、どこまでお見せできるかというところが、心配なところもあるので。

できるだけわかりやすく、こういうものとかがあるということが、出していければと いうふうに整理したいというようなお答えをさせていただきたいと思います。

○堀越委員

その事務局でふるいをかける前の内容というのはできないですか。

○碓井会長

局長さん、判断を。

○事務局

事務的にいろいろ検討した結果でして、どういう形で出せるのかも含めて検討させていただければありがたいです。

○碓井会長

というわけで、今日はイエスとは言えないけれども、ご検討はいただけるということでございます。他に何かありますでしょうか。

それでは、この「今年度の審議予定項目」についてよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

ウ 取組方針の変更（案）について

○碓井会長

それでは続きまして、ウの「取組方針の変更（案）」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

引き続き南澤です。よろしくお願ひいたします。3ページの資料3をごらんください。取組方針の変更につきましては、27年度第4回審議会で素案をお示しし、修正に関し

て委員からの主だったご意見はございませんでした。その後、府内での意見をまとめまして、今回、取組方針の変更（案）としましたので説明させていただきます。

変更する項目の考え方ですが、3ページの2番に記載のとおりでございます。主なものとしまして、変更の主となるものといたしましては、2の（1）改正する取組のうち2つ目の項目です。これまでの検討により、策定時から契約の種類や内容が具体的になり、これを反映したいものが8項目ございます。（2）追加する取組としまして、要項策定など、既に実施済であっても基本理念の具体化に資するものがありますので、その2項目を追加したいと考えてございます。

時点修正といたしまして、「○今後検討する取組」から「□既に実施している取組」に変わったものを変更の基準日を28年4月1日といたしまして、これらが20項目変更になります。

4ページ以降で現行と対比いたしまして、網掛けとアンダーラインにより変更部分を示しておりますので、主な項目を説明させていただきます。

4ページの取組番号2-2です。苦情申立要領を県で定めました。これに伴いまして、契約の透明性の確保ということで、基本理念の具体化に資することありますので、追加したいということです。

4ページの下から2つ目、12-2です。これは個別の入札参加に定める要件に記載していく取り組んでいる案件でございまして、不正行為の排除の徹底に資する取組ですので追加したいという考え方です。

おめくりいただきまして、5ページの14・15番です。これは県の契約全てを対象に談合情報対応要領を策定いたしましたので、建設工事以外で定めようとしていた15番の取組を14で一つにまとめて記載するものです。

18・19番は取組の進め方の変更の修正でございまして、清掃、警備業務は同じスキームで最低制限価格の導入を進めておりますので、印刷業務は試行を検証しながら進めていくというふうに、取組のカテゴリを変更させていただいて表現を修正するものでございます。

めくっていただきまして、6ページの41番です。これはベンチャー企業優先発注事業において法令改正にあわせ、借入れも対象とすることを記載に追加するものです。

7ページ、55番は、建設工事以外でも地域要件を付す契約の検討範囲を、一般競争入札、公募型見積合わせに限定せず、随意契約まで広く検討していきたいということで、表現を修正したいということです。

58番ですが、これは建設工事の総合評価落札方式の加点項目に関しまして、審議会で了承いただきました、災害時等の緊急体制を整えている企業の評価に関する部分を含めた表現に修正するということでございます。

主なものは以上でございまして、ご意見をお聞きいたしまして、取組方針の変更、公表につなげていきたいと考えております。修正案としまして、別冊で見え消しで作成した取組方針を配付してございますので、参考にしていただければと思います。

取組方針の変更についての説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、吉野委員。

○吉野委員

文言上の問題として2点、ちょっと指摘させていただきますが、5ページの18番。「一般競争入札に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を導入、拡大する」とありますけれども、これは並列ではありませんよね、選択ですよね、どちらかでしょ、制度は。だから、「及び」というのは、「又は」にすべきではないですか、というのが一つ。

それからもう一つ、8ページの76番、これも同じ趣旨です。「最低制限価格及び低入札価格調査制度を導入、拡大する」とあります。「及び」というのは「又は」ではないでしょうかと、2つ一緒にやるわけではないでしょ、どちらかの制度を導入するんでしょという意味です。

○事務局

ご指摘のとおり、どちらかの制度の適用になりますので、これは「又は」に修正させていただきます。

○碓井会長

大丈夫ですか。これちょっと、今、「又は」の意味がよくわかりませんが。

○吉野委員

よろしいですか。この業務について、最低制限価格制度と低入札調査制度ですが、「及び」にすると、どちらも導入するという意味になるんですよ、「及び」でやると。「又は」だとどちらかでしょと、そういうことです。どちらかの制度でしょ、そういう文言です。

○碓井会長

それで本当に大丈夫ですか。

○吉野委員

大丈夫だと思います。

○碓井会長

その個別ものについてという問題と一般的にどうするかというのは別問題というような気もするんですが、それで大丈夫ですか、吉野委員のご指摘のとおりで大丈夫なんですか。

一般的に低入札価格制度なら低入札価格といって、割り切るという、そういう意味の検討なんですか、導入なんですか、清掃業務系は、そういう意味ですか。

○事務局

具体的には、総合評価落札方式を導入する場合の案件については、最低制限価格制度

が使えないということになっております。ですので、できるだけダンピング防止という観点で、低価格の契約というか、落札にならないように最低制限価格を導入するのが基本なんですけれども、総合評価と抱き合わせの場合はそれができませんので、低入札価格調査制度を活用して、そこに例えば失格価格を入れるとか、そういう使い方をしたいというのが趣旨でございます。

○碓井会長

なるほど、他の委員の皆さんには今の項目について何かご意見ございますか。藏谷委員どうぞ。

○藏谷委員

一ついいですか。ちょっと余計ややこしくなってきてしまつて。そうすると、総合評価でない案件に関しては最低制限価格制度を導入すると、総合評価だけは失格基準だと、そういうことですか。並列することはないと、どちらかに引っかかつたら両方かかるわけではないと。

○事務局

そうです。

○藏谷委員

わかりました。それでいいんですよね。

○碓井会長

本当に大丈夫ですか、それで。何か心配になってきました。

○事務局

総合評価の場合は低入札価格調査制度を適用するということを限定するわけではございません。低入札価格制度と最低制限価格制度と一緒に適用した入札はあり得ないということで、「又は」で正しいというふうに思います。

○碓井会長

いや、そうすると、ある契約自体について双方とかはあり得ないんだけれども、ある類型の入札について、いざれかを使うという意味のそういうことはあり得るんですか。類型ですよ、だからここで言っている清掃業務の中で、そのある清掃業務の契約については低入札で行きましょう、あるものについては最低制限価格制度ですが、あるものについては低入札価格調査、その辺、選択はあり得るんですか、ないんですか。

○事務局

選択はあります。

○碓井会長

あり得ると。いや、制度という言葉を使うと何かよくわからないんだけれども。いや、何か原案もいいような気がしましたが。

同一の契約について両方並存することはある得ないと、それはそのとおりですよね。大丈夫ですか。

○事務局

案件ごとといいますか、例えば清掃業務ですとか警備業務、それぞれで両方というのがあり得ませんので。

○碓井会長

「又は」でいいんですか。

○事務局

はい、そういうことです。

○野本委員

法律の先生のほうが詳しいかなと思いますが、制度全体の中でこっちの一つの制度、またもう一つの制度を導入していくことなので、私は「及び」ではないかなと思うんです。

○碓井会長

やっぱり、私もそれがちょっと気になったものだから。

○野本委員

碓井先生のおっしゃるとおり、一つの制度をとってどちらかをやりましょうということなら「又は」ですけれども、制度の中に、今、おっしゃった類型の中にこの2つの制度を、どちらか選択で取り入れようというときは「及び」ではないかなと思いますが。

○碓井会長

そんな感じもしたものですから、ちょっと迷って。まあ、どっちがいいのか。でも類型的に決めてしまうというのであれば、それはもういいですね。「これこれについては何々、これこれについては何々」、それだとまさに「又は」で多分いいんでしょうけれども、そう理解していいんですか。

○事務局

今、いろいろなご意見いただいているけれども、7のその他の契約というふうに言ってしまいますと両方の制度があるということで「及び」と言えますし、ただ、例えばその中で清掃業務とか警備業務がありますので、それぞれの類型ごとにどちらかの制度を導入するということでしたら、「又は」でも支障はないというふうに。

○碓井会長

やや疑問符もありますけれども、では一応ここは「又は」というふうに修正させると
いうことにいたしましょうか、よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

はい。他に何かありますか。堀越委員さん。

○堀越委員

職業柄、やっぱり税金のことが気になるんですけれども、取組番号11と、それから12
－2なんですが、こここのところに「県税の滞納がないこと」というふうになっているん
ですが、「県税等」でなくてよろしいんですね。今日、後から出てくる資料のところには、
「県税等に未納がないこと」というふうになっているんですが。

前々からその「県税等」の等は何なんだというような話も出てはいるんですが、その
返答をしていただければと思います。

○碓井会長

これは、県税だけに限るという強い意志があればいいんだけれども、あるいは他で「等」
というのがあるとすれば、それと平仄を合わせる必要があるかもしれないということで
しょうか。ただ「等」とやると、また広がり過ぎるんですね。

事務局の意図はどの辺におありなんでしょうか。

○碓井会長

堀越委員、前、その「等」というのはどこで出てきたんですか。

○堀越委員

毎回ちょっと気になって、「等」というのはどういったものを指すんですかというご意見は申し上げたことがあるんですけれども、今回の資料4のところにも、10ページなんですが、これは案ではあるんですが、ここで審議してもいいんですけども、こここのところにも「県税等に未納がないこと」というふうに「等」がついているんです。だから用語といいますか、使い方があいまいというか、統一されていないのかなと。

○事務局

「県税等」という部分につきまして、都道府県税、消費税及び地方消費税、個人住民税、それらについて未納がないことというのが入札参加資格で定められておりますので、
ここで「等」を追加して記載したいと思います。

「等」の内訳については、それぞれの入札参加資格の要項に書いてあります。消費税
や地方消費税の未納も対象となりますので、「等」を入れたいと思います。ありがとうございます

ざいます。

○碓井会長

これは、そうすると、どこかではつきりと書く、いや、それぞれの際の入札参加を募るときだけじゃなく、どこかにきちんと書いてあるんですか、今、言われた定義を。

○事務局

告示の中に記載されております。

○碓井会長

告示に、なるほど、わかりました。告示というのは毎回の告示ですね。それとも、29・30年度という、その資格のところに入っている、今回言われている、この資料4のようないい形ですか。

○事務局

いや、今回に限らず毎回の告示です。

○碓井会長

ええ、だから資料4のような形で出てきているんですね。なるほどわかりました。
堀越委員、それでよろしいですか。

○堀越委員

はい。

○碓井会長

他にいかがでしょう。ただいまのところ「等」を入れていただくということです。
他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
項目がなかなか多くて、全てに綿密に目を通すのはなかなか難しいんですが。
奥原委員、お願いします。

○奥原委員

県税の滞納についての、取組番号の11番に関してですけれども。入札参加資格を申請させていただくときに、県税の未納がないこととか、その消費税の未納がないことということで資料を出させていただくんですけれども。

消費税のほうは納める機関が県でないと思うので、確認は難しいと思うんですけども、県税については県に納めさせていただいているので、その未納がないことという確認について、できたら業者のほうで出すのではなくて、県のほうで確認をとっていただけるとありがたいかなと思います。

○碓井会長

はい。今の点はいかがでしょう。一般には、納税証明とかそういうのをつけてもらっているんですか。

○事務局

はい。一般的にはそれで出していただいているはずです。それを、こちらの確認でできるかというご要望というかご意見について、しますとも、できますとも言いかねる部分かなとは思います。

○碓井会長

これも何か全国的な調整の必要なことのような気がしますね、そういう運用というんでしょうか。小林委員。

○小林委員

いや、県のほうがお詳しいんでしょうが、何か直感的には目的外利用みたいなもので、当然にはできないのではないのかなというふうに、要するに、ある部局が知っていることを、例えば裁判で使いたいというものがあるわけです。当然できるなと思ったらできないと言われた経験があって、より慎重に調査されたほうがいいかと思います。

○碓井会長

ですから申請をしようとする人自身が証明書をもらって添付する、それが普通のやり方ということですよね。他の者がその情報を入手するというのではなくて。だから役所が入手するというのにも制約が普通はあるでしょうけれども、弁護士の先生はよく苦労しますよね。どうぞ、堀越委員。

○堀越委員

今の話は納税証明をつけてもらえばそれで済むことだと思うんですけども。

○碓井会長

そのとおりです。

○奥原委員

費用が発生するので。

○碓井会長

奥原委員の意見はそうですよね。

○奥原委員

業者側からすると費用が発生しますので、そこを発生しないようにしていただけないかという。

○堀越委員

ああ、そういう費用の問題でね。

○碓井会長

それはそのとおりなんですよ。むしろ全国的な調整でそういう必要性を、公の利益というか全体の利益のために認めましょうということになれば、多分、動き出すことなんで、そういうのがどこかで議論されているかですね。

○事務局

現在の状況を申し上げますと、県税についても各申請者の皆様がご自身で証明書をとって出していただいているので、先ほど委員のほうからもありましたけれども、県の内部でデータをやりとりするということはないということですので。その辺はいろいろな関係があって、そういうことはできないと思いますので、ご理解いただければというふうに思っております。

○碓井会長

現状ではということですね。どうぞ、小林委員。

○小林委員

特別徴収していると加算するというのなら、それでは特別徴収の税金ちゃんと納めているかどうか確認したりとか、何かそういう発想につながっていきそうな気もするんですが、その辺はどうなんでしょう。

○碓井会長

今の点は。

○小林委員

それは確か、特別徴収していると加点に。

○碓井会長

特別徴収ですね。

○事務局

特別徴収の場合は、業者が個人住民税の特別徴収税の決定や変更を、市町村長から受けたものの写しをつけていただくことによって確認をしております。

○小林委員

いや、ですから、特別徴収することは税金を預かるということですね。預かった税金を使い込んでしまう業者というのも少なからずあるので、その納税しているという視点でチェックをしようというなら、いや、そこまで広げるのがいいかどうかとい

うのも当然、議論があると思うんですが。まあ、やらないならやらないでもいいんですが、ちょっと気になったものですから、とりあえず問題点を指摘しておきます。

○事務局

一応、納入の際の領収書のほうの写しもいただいております。すみません、言葉足らずで申しわけございません。

○碓井会長

ですから、特別徴収で納付するのもここで言う、もし納付しない場合は滞納ということになるわけですよね。だから、それは多分共通の考え方なんだろうと思います。

他に何かございますか。

どうもありがとうございました。それでは、いろいろご意見はいただきましたけれども、この「取組方針の変更（案）」につきまして、これを了承させていただくということに、先ほど言った「県税等」の「等」の文字を加えると、「又は」でしたか、その文言は改めますが、それ以外は了承させていただくことにしたいと思います。

エ 平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等について

○碓井会長

それでは続きまして、エ、「平成29・30年度競争入札等に参加する者に必要な資格等」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

技術管理室入札契約班の西山広一と申します。どうぞよろしくお願ひします。それでは座って説明させていただきたいと思います。

10ページの資料4をごらんください。平成29・30年度一般競争入札に参加する者に必要な資格等についてですけれども、建設工事、製造の請負、物品の買い入れ、その他契約についてでございます。

まず最初に建設部から、建設工事の一般競争と入札等に参加する者に必要な資格等についてご説明させていただきたいと思います。

建設工事の入札参加資格でございますけれども、ここに記載のとおり、資格申請要件といたしまして、アの建設業許可、イの経営事項審査の受審、ウの2年間の完工工事高、エの県税等に未納がないこと、オの暴力団員等でないこと、カで社会保険の加入等が条件となっております。

それで資格総合点数ですけれども、ここに記載のとおり、資格総合点数は経営事項審査の総合評定値に新客観点数をプラスいたしまして資格総合点数としております。経営事項審査の総合評定値についてはこれ全国一律の基準でございます。新客観点数につきましては長野県独自でございまして、長野県内の業者に加点をしているというところでございます。内容についてはそこに記載のとおりでございますけれども。新客観点数につきましては、その総合評定値の25%を上限とさせていただいております。

2の新客観点数の考え方ですけれども、(1) 経営事項審査と重複しない、(2) 県の施策等と合致する、(3) 客観的な証明が可能、(4) 一過性でない、継続的であるということです。(5) 該当者が極端に多く、または少なくないということでございます。

3の資格付与期間でございますけれども、平成29年5月1日から平成31年4月30日の2年間を予定してございます。

次に次ページをごらんください、11ページになります。今回の新客観点数の見直しの案件ですけれども、大きく分けて5項目ございます。左側の追加・拡充は2項目でございます。あと削除項目、右の上のはうになりますけれども2項目、内容変更で1項目でございます。

まず最初に左側の追加・拡充でございますけれども、これは多様な労働環境の整備への取組を評価ということで、まず①の「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の追加でございます。職場いきいきアドバンスカンパニーとは、短時間正社員制度、フレックス制度、テレワークなど多様な働き方を導入、実践している企業を長野県が認証しているというところでございます。

これら多様な働き方を実践している企業を加点対象として、仕事と家庭の両立ができる職場環境への改善、非正規社員から正規社員への転換等、雇用の安定などを図っていき、建設業の人材確保に努めていきたいと考えております。

この加点の考え方ですけれども、職場いきいきアドバンスカンパニーの前提条件といいますか、社員の子育て応援宣言、これが必須でございます。これは現在、登録企業に3点の加点ということでございまして、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を受けている企業にさらに7点加点ということで、10点の加点ということになります。

次に②の「週休2日制等」の就業規則規定を追加でございます。

昨年からモデル工事というものを実施しておるわけなんですけれども、まだまだ建設業につきましては実施率が他の業種に比べて低い状況にあるということでございます。建設業を魅力ある職場していく上で、また新規職員など新たに人を雇う場合など、労働者を確保するには週休2日制は欠かせないものであると考えております。加点の内容といたしまして、4週5休で3点、4週6休で5点、4週8休で10点の加点を考えております。

続きまして削除項目、右側のはうになりますて2項目ございます。これは2項目ございますけれども、両方ともその経営事項審査と新客観点数との重複評価との解消ということでございます。

I S O 9000、14000、この認証取得と、「固定資産「機械・運搬具」「工具器具・備品」の残存価格等」ですけれども、これは2項目とも長野県では新客観点数として平成15年から採用してございます。その後、経営事項審査として、このI S O、建設機械が、プラスされて経営事項審査に盛り込まれるようになったところでございます。

そのため、現在ではI S O 9000、14000につきましては経営事項審査、新客観点数、両方で加点する状況となっております。建設機械も同一でございまして、同一の機械に対し保有状況、残存価格等ということで、経営事項審査、新客観点数、それぞれで加点をしているというような状況でございます。これらの重複解消のため、新客観点数からはそれぞれ削除をしていきたいと考えています。

3番目の内容変更でございますけれども、これは長野県産業廃棄物3R実践協定者を排出事業者（建設業）に限定していくというものでございます。

この長野県産業廃棄物3R（減量化・適正処理）実践協定というものには、今現在、排出事業者（製造業）、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者も含まれております。この新客観点数というのは建設工事のインセンティブでございますので、加点を排出事業者（建設業）に限定していきたいというように考えています。

4番目にスケジュールを記載してございます。本日の審議を経てパブリックコメントを実施する予定でございます。このパブリックコメントを踏まえまして次回の契約審議会で再度ご審議いただき、最終決定をしていきたいというふうに考えてございます。その後、1月から2月にかけ建設業者の皆様方から申請をしていただきまして、5月1日の運用を目指しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、12ページになりますけれども、これは左側が29・30年度、新しい案になるんですけども、これが新客観点数全ての項目を記載してあるものでございます。これを27年度と対比にさせていただいているんですけども、その中で赤いものが追加・拡充、もしくは変更となったものです。あと、青の線で引っ張ってありますのが今回の削除部分です。この部分を削除していきたいということでございます。

建設工事については以上でございます。

○事務局

引き続きまして、平成29・30年度製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等について、13ページでございます。製造の請負、物件の買入れ等につきましては、まず入札参加資格の基本的事項、建設同様に説明申し上げます。

まず（1）資格の種類、格付及び参加可能な入札範囲でございますが、契約予定価格に応じまして、表のようにAからCまでの格付けで分類をしております。また審査の付与要件につきましては、付与要件といたしましては契約締結能力があり、参加資格停止措置を受けていないこと、必要な許可を得ていること他、建設工事と同様に県税等の滞納がないこと、暴力団員等でないこと、社会保険の加入等を義務づけております。

審査項目につきましては、（3）の表をごらんください。経営事項の審査といたしまして、年間販売額等の営業規模や資本金、従業員、製造についても生産設備を設備額に配点をしております。また前回、27・28年度の資格の更新より加点項目といたしまして、長野県の契約に関する条例の基本理念に基づき、県内に本店を置く事業者を対象とする追加点数を設定させていただいております。

これらの全ての項目の合計で、表にありますようなAからCの格付けを決定させていただいております。なお、こちらの資格付与期間は建設工事より1ヶ月早く、4月1日から3月末日までと年度単位となっております。

加点項目については資料右ページ、上に考え方をお示ししてございますが、条例に基づき社会的責任を果たす事業者の育成を目指し、県内の事業者に品質管理、環境配慮、障がい者等の雇用、男女共同参画社会の形成に関する取組と、その他、社会情勢等を踏まえまして、特に企業に求めたい社会貢献活動等の5項目から加点をさせていただいて

おります。

加点のインセンティブを与える取組の考え方については、建設工事の新客観点数の考え方にはじめ、一過性の取り組みではないもの、実施状況について例えば許可証や認証など客観的証明が可能なものの、またこちらは製造・販売等、多業種が対象になるものですから、業種の違いにかかわりなく多くの事業者が取り組めるもので、また、かつ社会情勢や政策的課題等を踏まえまして、特に県の政策として事業者の育成促進させる必要があるものをこの5項目それぞれの分類の中で検討し、抽出をさせていただいております。

平成29・30年度の資格審査については、加点項目を設定しまして初めての更新作業となります。インセンティブにより新たに取組を始めた業者への影響を考えまして、大枠での変更を行わず、一部改正という形にとどめたいと思っております。

また、前回は加点項目導入を公表いたしましたのが7月のパブコメからで、登録までの間に半年足らずしか期間がなく、PR期間ですとか準備期間が短い面がございました。今回の更新で各項目において設定した取組について、インセンティブとして効果があつたかどうかを検証させていただき、今後の配点や項目の見直し等につなげていきたいと考えております。

今回、加点対象とする取組の変更をいたしたいものは、(2)以降の男女共同参画の形成に関する取組に4点を配点しております中の変更でございます。当該項目については、男女共同参画社会の理念に基づきまして、男女がそれぞれの能力を十分に發揮する機会の確保、ともに働きやすい労働環境、仕事と家庭の両立などに資する企業の取組に対して加点を行うものでございます。こちらの制度について社会情勢の変化、新たな制度の導入に伴い、見直しを行いたいと考えております。

まず女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に関する制度の配点の見直しでございます。

女性活躍推進法、正確に申しますと、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が昨年度制定されまして、平成28年度から300人以下の企業において行動計画の策定を義務づけ、300人以下の企業については行動計画策定、努力義務として規定されました。また、今年の3月に国から女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に対する取扱指針として、推進企業への受注機会の拡大等、インセンティブ導入について、各省庁に通知がなされ、県の関係課からも事業担当部局に対して同様の通知が出されたところでございます。これに基づきまして、今回の入札参加資格においても、入札参加資格加点により推進企業の優遇を図りたいと考えております。建設工事では技術者雇用に対する加点をしておりますが、私どもの製造販売等の職域に関しましては業態が多様であり、どういった形で取り入れるかということを検討した結果、努力義務として定められております行動計画策定、事業者への加点という形を考えたいと思っております。

また、次世代育成支援対策推進法における行動計画策定については、従来2点という配点にしておりましたが、女性活躍推進法の理念におけるワーク・ライフ・バランスの推進に資するものであり、これを引き続き取り組むことが有効であると思われます。ただ、次世代育成支援対策推進法につきましては、10年間の集中的な取組が一旦27年で終わり、次の対策に進めるところということで、それぞの法律の進捗等を勘案し、女性、次世代、双方1点の加点として双方を並行して進めていくことを働きかけたいというふ

うに考えております。

また、2項目の変更といたしましては、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の追加でございます。こちらは建設工事のほうで説明がありましたとおり、昨年度、長野県が創設した事業でございます。

子育て応援宣言等は、いわゆる企業の意思表示の公表に伴いまして、仕事と家庭の両立を進めていくという県の認証制度でございますが、このいきいきアドバンスカンパニーにつきましては、そこからさらにその実践をどういった形でやっていくか、子育て、育休だけでなく、いろいろな実践を行っている企業をさらに認証するということで、応援宣言よりもワンステップアップした制度となっております。こちら応援宣言により、今、1点加点しておりますけれども、あわせまして、アドバンスカンパニー認証もとった場合にはもう1点加点するというような形での変更を考えております。

子育て応援宣言の実践を行った者に対する加点は従来、育児・介護休業の実際の取得する企業にも加点しておりましたので、そういった企業か、またはアドバンスカンパニー認証企業かで評価するような形で、応援宣言にプラスアルファで、何か実践を行った者にもう1点足すというような形の加点制度にさせていただきたいと思っております。

女性活躍推進法及びアドバンスカンパニーとも制度が始まったばかりということで、今後、取組を進める上でこういった形の働きかけをしてまいるとともに、また県も総合戦略等に計画を定めまして、事業としても積極的に推進してまいりたいこうと思っております。

めくっていただきまして14ページ、今回の加点内容の改正（案）部分について網掛けでご説明をしてございます。またスケジュールにつきましてはパブリックコメントの実施、実際の、2回目の審議会等へのご相談につきましては、建設工事と足並みをそろえてやっていく予定です。ただ、実際登録、付与期間が建設工事よりも1カ月早いものですから、受付も12月から1月ということで、若干、1カ月ほど早く予定をしているところです。よろしくお願ひいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それではただいまのご説明について、ご質問やご意見を伺いたいと思います。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

2点、お伺いしたいんですけれども、まず新客観点数という言葉ですが、通常は経営事項審査というのが全国に通ずる客観点と言っております。発注者独自に評価するものは主観点と言っているのが通常です。他の都道府県でもそうだと思います。

それで大変、長野県さんは苦労されて新客観点数という言葉を使われておりますけれども、どうも屋上屋を重ねる感じがありまして大変紛らわしいんですよ。どうも客観点と新客観点とどう違うのかということになってしまふので、その辺はどう、何かいい言葉はないのかという、私もちよつとずっと思っていたんですけども、主観点とするほうが本当は素直なんですけれども、その辺はどうお考えかというのが一つ。

それから2つ目、11ページの新客観点数の項目の内容変更の中で、評価対象を建設業

に限定するとなっておりますけれども、これは本来、建設工事の入札参加資格申請なんですから、対象は当然、建設業者なんじゃないですか。どこに支障があるのか、その辺を教えていただきたい。その2点、よろしくお願ひします。

○碓井会長

それでは、まず最初のほうから。

○事務局

まず1点目なんですけれども、私ども新客観点数ということで平成15年から始めておりまして、客観的というのはもともと経営事項審査があったわけで、それにプラスして新しい客観的な項目を長野県独自で定めたということで、私は理解しておったわけなんですけれども。ちょっと、ここで名称を変えるというのはいかがなものかと思うんですけども、ご意見として、内部で検討させていただければと思います。

それあと2点目なんですけれども、この3R実践協定者なんですすけれども。これ前回の審議会、名称が変わったということで変えさせていただいたんですすけれども、ただそのときに、私どもがしっかり見なかつたというのが正直な話かなと思うんですすけれども、そのときに、この4つあるということをしっかりと明記せずにやってしまったところ、運搬収集業者も中にはおりますので、基本的には建設業に限って、今、委員がおっしゃったように建設業に限つた話ですので、建設業に限つていきたいということで、次回から採用していきたいというように考えております。

○碓井会長

その新客観点数というのを打ち出したときのいきさつとか、今、お話の、長野県独自の何かがあつたんですか、それとももうちょっと別の動きがあつたんでしょうか、どうぞ。

○事務局

すみません、そこら辺のいきさつは、はつきりはわからないんですが、客観に対応するものとして主観点数、まさにおっしゃるとおりなんですが。ただ、主観点数という言葉自体が、何か恣意的なおそらく響きがあつた関係で新をつけて、いや、これは恣意的なものでなくて、客観的なんだけれども経営事項審査の外側ですということで、苦肉の策で出してきた名称ではないかなと思っています。

もし、そこら辺を踏まえた上でいい名称がありましたら、またご教授いただければ検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○碓井会長

これはどうでしょう、少し検討課題として、今ここでなかなか、こうだというのを出せそうもないのです。

これは、長野県でいろいろ失格基準とか議論されたそのときの産物なんですか、それとも全く別個なんですか。

○事務局

制度ができたのは、おそらくその15年の資格付与の段階からと思います。それまでは経営事項審査、国の決めたものだけでやっていたというふうに認識しています。

ちょうど入札制度をいろいろ変えてくる時期と重なって、名称も長野県というのを名称につけたのではないかというふうに考えます。

○碓井会長

これは、それこそ記録もどこか掘り出せば出てくるかもしれませんので、その当時の趣旨を抹殺するのもいかがかと思いますので・・・出てきましたか。

はい、どうぞお願ひします。

○事務局

すみません、平成15～16年度からこの新客観を入れておりますが、そのときの目的としまして、全国一律の経営事項審査における総合評価値ではいい工事をしても受注に反映されないというような不満が寄せられたという中で、技術力にすぐれ、地域社会に貢献する地元企業を評価するということで、長野県独自の評価ポイントとして、名称としては新客観点数という名前になっておりますが、そういった趣旨で15年ほど前から加点対象となっております。

○碓井会長

はい。それでは、一応、宿題とさせていただきましょうか。それからもう一つの点はいかがでしたか。これでよろしいですか、吉野委員。

○吉野委員

わざわざ限定しないといけないのかというのがちょっと気になったんですよね。本来は建設工事の入札参加資格ですから、建設業者さんだけではないんですか。他の者が入ってくるということですか。

○事務局

他の業者が入ってくるというわけではなくて、建設業者なんですけれどもそういう資格を持っているということで、そちらのほうで加点を出していけるという業者が来るということです。

建設業者ではあるんですけども、運搬収集のほうで協定を結んでいると。

○碓井会長

まあ、要するに減らしましょうとか、そういう協定を結んでいる建設業者を優遇しようと、こういうことですね。

○事務局

そのとおりです。建設業でもって、そこは優遇しましょうという考え方です。

○碓井会長

いや、建設業で廃材とかいっぱい出ますよね。そういうのについて協定を結んでいると、そういうことですね。

○事務局

そうです。そのとおりです。

○碓井会長

大丈夫ですか、そういう理解で、吉野委員いいですか。
他に何か、野本委員。

○野本委員

まず最初に基本的なことをお伺いして、その後あるんですが、10ページの右上の表で（図1）例：土木一式の、昔、説明があったかどうか、全然覚えていないんですが。この考え方は、まずこの下の（2）のところで①、②とあって、その合計点が942点以上でAという区分、941～798までがBという区分で、C、D、E以下は同じで、土木工事の入札するときに、Aだとしたら1,500万円以上というのがもう上限なくできると、Bは800万円から8,000万円の入札ができると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そうですね。先ほど説明が漏れて申しわけなかったです。こちらは、例といたしまして土木一式ですね。今、おっしゃられたとおり、このAであれば942点以上になるんですけども、Aであれば例えば1,500万円以上の工事も応札できるというような形ですね。

○野本委員

はい。そうしますと、13ページ、ちょっと違っているんですが、製造の請負、物件の買入れ、ここではA、B、Cの格付を使っていて非常によく、A、B、Cの意味がよくわかるんですが、こっちは区分があるので、こういったものの用語の統一とかはできないでしょうか。

○碓井会長

野本委員のご発言にさらに付け加えると、建設部さんと契約・検査課と原案をつくっているところが分かれているから、多少、体裁も違うところがありますよね。それで同じときに公報に載るとしたら、ちょっと違うところがあると。

例えば何を言いたいかというと、後ろのほうの13ページだと、「入札参加停止措置を受けていないこと」というのが入っていますよね。ところが、10ページだとそういうのがない。これは建設部さんのほうがつくったときは停止措置を受けているのは当然、そんな入札に参加できないんだから、別に参加資格の問題ではないんだという意識でつくっ

ておられるかもしれないし、それから契約・検査課は、停止措置を受けているというのも、それは参加資格の一種だからこう書くのがいいと。何となく両者のすり合わせが、なされたか、なされないか怪しいなという気がするんですが、どうなんですか、今の野本委員のご質問に関連して、どうぞ。参加できないのは同じなんだけれども、表現の上で。

○事務局

すみません、今の入札参加停止についてちょっとご説明させていただきたいんですけども。これ経営事項審査ということで2年間の資格になりますので、この時点では入札参加停止措置を受けていないという条件は入りません。ただ工事1件1件受注するときといいますか、応札するときには、この入札参加停止措置を受けていないという条件が入ります。

もうちょっとそれでは補足させていただきますと、建設のほうは一定期間、1年であるとか半年であるとか、そういう期間でしか、この入札参加資格のほうはできないんですけども物品の審査は随時できるということで、このような記載になるということがございます。

○碓井会長

野本委員ご指摘の区分の格付けですか。いわゆるランク制とか等級制と呼ばれているものの用語の統一ですか。

○事務局

以前、こちらの審議会に提出した際に格付けという表現でさせていただいたので、こちらの資料のほうは格付けという形になっておりますけれども、告示上は等級区分という言い方をしておりますので、出す際には、建設とすり合わせをして用語的なものをあわせていくかと思います。

○碓井会長

そうすると、この資格の種類、その次の格付けというのは等級区分というふうに変えても、特に問題はないと。

他の委員の皆さんからもご意見をいただきたいんですが、細部についてよく内部で、県の内部でつき合させてやるというのも一案かと思いますが、他の委員の皆様、ここで是非こういうことはすり合わせをする際に気をつけてくれというようなご意見、あるいはサジェスチョンがありましたらいただきたいんですが。あるいは県のほうで、今、こういう方針のほうがいいというのが出せるのなら出してもらっていいんですけども。なるべく、両方同じときに載る際に矛盾した言葉なんかがあると、矛盾というか違う言葉があると戸惑いますので。

○事務局

よろしいですか、今の見せ方というか、見ていただくにはどのような形がいいか、ち

よつと建設工事につきましても例として土木一式を出したんですけれども、他にもかなりの数、舗装であるとか、とび・土工・コンクリートがございまして、ちょっとどんなような見せ方がいいのか検討させていただければと、ちょっとここでは何とも申し上げられません。

○事務局

等級区分、あるいは等級区分に格付けされたものということで幾つかの表現のパターンがあるようですので、建設サイドとつき合わせをしまして、県民にとってわかりやすいようにすり合わせを行いたいと思います。

○碓井会長

委員の皆様、そういうことで、今の点については了承してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、他に。さっき堀越委員でしたか。

○堀越委員

ある面では一つの要望なんですけれども、今現在、先ほど個人住民税の特別徴収の話が出ました。それで今現在、労働環境の点で実施企業が10点の加点というふうになっているんですけども、どちらかというと、この特別徴収につきましては地方税制にも、地方税法上にも規定されていることで、特に平成30年度からは県のほうでも徹底するという方針が出ておりますので、加点もいいんですけども、やはり資格審査要件の中に入れるような方向で検討するのもいいのではないかなと思います。それが1点です。

それから2点目といたしまして、これも要望事項といいますか、今、県のほうの税制におきまして不均一課税につきましては、障がい者雇用をした場合には事業税の減免がありますということとセットで、ひとり親を採用した場合にも事業税の減免がありますという、県のほうではそういった一つのセットとしてそういう税制がありますので、このところで障がい者の法定雇用率達成者10点というようなものがありますけれども、それに加えまして、ひとり親雇用応援税制関係でいろいろまた検討していただけだと、さらに県の目指すところが一定方向として強まるのではないかなというふうに思いますので、その辺、またご検討ください。

○碓井会長

今の点はご要望ということでよろしいかと思いますが、最初のご指摘の特別徴収については、とりあえずは誘導する意味で加点するけれども、おっしゃったように、もう強く求めていくと、そういう時期ではもう参加資格に、そういう段階でもいいわけですか。そういう段階を踏むという考え方、これは記録にやはりとどめておいて、後日、そういう時期が来たときにどうするかという問題だと思いますね。もう徹底して資格にしてしまえという時期が来るかもしれません。後のほうは、これはご検討いただければよろしい

かと思います。何か事務局でご発言がありますか。

○事務局

今、委員長さんおっしゃられたことを受け止めまして、また検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○碓井会長

他に何か、ご発言ございますか。藏谷委員。

○藏谷委員

11ページの新客観点数の見直し案の②の週休2日制等の就業規則規定、追加いただくのはトレンドとしてありがたいんでございますが、内容の文言で、ご案内のように建設業は屋外作業ですので、なかなか週休2日という文言が社員就業規則に書けない場合がありますので、労働監督署の指導等で週40時間以内とか、年間の休日カレンダーをつくり、できるだけ長期休暇を多く取りなさいと。いろいろなご指導をいただいているので、その実質、4週6休とか4週8休とか、内容的にそれだけの休みをとっていればいいという解釈でいただくような文言をお願いできればと思います。

きちんとこういう文言を書く社員規則はあまりないんじゃないかと、フレキシブルなカレンダーをつくりつつありますので、週40時間ということでご検討いただいて、そのような文言を、私たち実務の総務担当が見てもわかりやすいように、ちょっとアレンジしていただくとありがたいなという意見でございますが、いかがでございましょうか。

○碓井会長

私のような素人には正確にわからないと思いますが、推測するところこのことでどうか、例えば雨の強い日があるとして、工事が一切できないという日はそれを休日として扱ってしまうというようなことがあるんですか。

○藏谷委員

就業規則ですから雨が云々ということは記載しないんですが、年間カレンダーで大体データで休みを決めるんです。そうすると月によっては土曜日は出る週もありますし、1ヶ月に1回しか土曜日が休めない月もあるんです。でも例えば夏休みに入るとお盆の間は1週間休む。土曜日もそっちへ入れてしましますということで、当初から休日に設定をする就業規則をカレンダーであらわすという文言を入れると、それでクリアされるんです。

ですから、きちんと週休2日とかというのではなくて、そういう文言があるので、それも実質的には週休2日、週休3日になるので、そういう社員就業規則を記載している企業もこの仲間に入れていただくような、わかりやすい文言にちょっとアレンジをいたくだくとありがたいと思いますが。

○碓井会長

はい、どうも、これは結構根本的な問題かもしれません。

○事務局

今のご意見、ごもっともでございますので、今、例えば「4週5休」と書いてありますが、「4週5休相当」という表現に改めさせていただきまして、あわせて年間換算で何日とか、例えばそういった形で相当の解釈も付して、パブコメに付したいと思います。

○藏谷委員

ありがとうございます。

○碓井会長

4週5休、あるいは休日が年間何日というんですか。

他に何か、大窪委員、お願ひします。

○大窪委員

12ページについての経営意欲、労働環境の「育児又は介護休暇」と書かれているんですけども、ここは多分「育児又は介護休業」とのことだと思います。その文言の修正が一つ、休暇ではなくて休業ですよね。

この休業を20日以上取得した実績で点数が加算されるんですけども、この20日以上というのは、従業員の数によってこの日数というのも積算で変わってきますので、一人当たりなのか、事業所のその積算数なのかというところで大分、実績が変わってくると思うんですけども、どう解釈すればよろしいんでしょうか。

○碓井会長

これは大問題ですね。

○大窪委員

教えてください。育児・介護休業についての法律を、私、知らなくて、年間どういう条件でどれくらい休業できるかというところと加味して、この実績というものを評価していくなければならないんですけども、その元の法律というからルールを知らないので、20日が多いのか少ないのか一体どうなのがわからない、判断ができないので、少し教えていただきたいと思います。20日以上の根拠を。

○碓井会長

これは一人でもそういう人がいればいいんですけども、いや変な話ですけれども。

○大窪委員

根拠がわからないということで。

○事務局

すみません、20日の根拠を今、調べていますので。

まず最初の介護休暇の「休暇」ですが、これ「休業」に改めさせていただきます。

2点目の20日以上取得というのは一人当たりでございまして、ある一人の方が20日以上取得すればそれで5点、それにさらに男性の場合はプラス5点で、上限は10点で押さえさせていただくという、そういう意味です。

○碓井会長

いや、それでお聞きしたいのは、取らない人もいますよね、同じ企業で。それは何か平均出すとかやるんですか、それとも一人でもこういう人がいればそれでもう加点になるんですか、いや、それ大問題ですよ、それはどうなんですか。

○大窪委員

そうですね。

○碓井会長

その代表選手を選んで取ってもらえば加点というか客観点数になるということですか。

○事務局

おっしゃるとおり、1人でもとればいいんです。

○碓井会長

ああ、そうですか。

○大窪委員

そのあたりのところをやはりはっきりさせていただかないと、なかなか、人によって休業しづらい方がやはり出てくるのかなと思いますので、評価の基準としてははっきり書けないのか、はっきり書いたほうがやはりいいのかなと。あと何を評価しているのかというところがわかりやすく書かれていたほうが、やはり使える基準になりますので、お願ひしたいと思います。

○碓井会長

いかがですか。

○事務局

対象者が複数いても一人だけ休ませて、ということがあるかどうかというところもあるんですけども。基本的にこの新客観点数の付与によって、先ほど格付け、あるいは区分といっていたA、B、C、Dが1ランク上に行くような会社というのは、比較的、実は規模の小さい会社で、大きな会社はもう経営事項審査自体でAのランクにいますので、従業員の数としては比較的少ないところになるのかなというのにはありますが、そのうちの1名ということで、もう評価は十分できているのではないかという気はしてい

ます。

今後、建設業界に若手が増えてきて、そういう該当者がより複数になっていく段階ではこれら辺の部分もニーズが反映されるような、そういうような改正が必要になってくるのかなというふうに感じています。

○碓井会長

これは、そうしますと、今はとりあえず29、30年を対象にしているからこれでスタートするんだけれども、県の政策としてもより強く誘導したいということになれば、その対象、介護を要するとかそういう人の平均をとるとか、何か新たな必要も出てくるかもしれない、とりあえずは29・30年では先ほどお話のような「一人でもよい」という解釈で臨むと、こういうふうに理解しておきましょうか。

その後のことまで別に拘束するつもりはない、我々審議会としても、そこまで了承しているわけではないということでよろしいですか、どうでしょう。

○大塙委員

私としては、規模の小さな事業所に適用されるものであるというような想定がされているのであれば、なおさら、やはりその複数の方がやっぱり適用されるような、そういう制度になればよいと思います。

というのは、介護離職というのは非常に今、多くて社会問題になっておりますので、少しでもそういう方を、この普及、休業を評価できるような制度のほうがよりよいと考えます。ご検討をいただきたいと思います。

○碓井会長

他の委員の皆様。どうぞ、では事務局。

○事務局

わかりました。それではこの点、検討させていただいて、その検討した案をもってパブコメにかけさせていただきたいと。ご趣旨はわかりましたので、一応、上限は押さえさせていただいて、その範囲内でニーズを反映させていくようなことを検討させていただきます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

○奥原委員

すみません、12ページの新客観点数の加点内容の改正についてで、技術力の民間資格ですけれども、今、技術者1名に対して一つの資格しか取り上げていただいていないんですけれども、今言った、規模の小さな業者を優遇していくという観点からすると、技術者1名でもいろいろな技術を習得して技術向上に努めているということであれば、上限30点というものを加味していただいて、1つではなく複数とり上げていただけるとあ

りがたいかなと思うのが一つです。

もう一つ、国土交通省で建設キャリアアップシステムというのを2017年4月から登録開始を予定してくださっています。そんなところも、29・30年度では間に合わないかもしませんけれども、次年度の入札参加資格にとり上げていただけるとありがたいなと思います。

○碓井会長

前のほうの点はいかがでしょうか、奥原委員のご意見どうでしょう、民間資格。

○事務局

今の1点目なんすけれども、この表現が悪くて申しわけなかつたんですすけれども、複数カウントしております。

あと2点目のキャリアアップシステムなんすすけれども、ちょっと今回、これ次年度になるということで、次回の検討材料とさせていただければと思います。

○碓井会長

はい、わかりました。他にいかがでしょうか。

それでは、これはパブコメにもかけるということで、多少、気持ちが楽なんだと思っているんですが、先ほど内部的な検討をしてパブコメにかける箇所もあるということですが、おおよそこれでよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございました。それから、資料が記録に残るとなれば直しておいたほうがいいのでは思うんですが、13ページの、番号の振り方なんですが、左側で1が競争入札参加資格についてなんですね。さっきから2を探しているんですけども出てこないものですから、右側のほうは2にするのかもしれない、よくわかつていないんですが、もしそうだとすれば、直して記録にしていただければありがとうございます。それでよろしいですか。はい。

それでは、この議題は終わらせていただきます。やや時間が押しておりますが、一応、10分間休憩をとらせていただきます。よろしくお願いします。

(休憩後)

(2) 報告事項

ア しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度の試行について

○碓井会長

それではほぼおそろいのようですので、再開させていただきます。

次は(2)報告事項に入らせていただきます。まずア、「しあわせ×2 (buy) 信州県

「产品利用促進制度の試行について」、まず事務局からご説明をお願いします。

○事務局

しあわせ×2 (buy) 信州県产品利用促進制度の試行について、事務局よりご報告させていただきます。

まず資料5、最初のページに、前回、審議会でいただきました主な意見についてということでまとめさせていただいております。審議会の席上でお答えし切れていたかった部分につきましては、網掛けで対応案等ということでまとめさせていただいております。

ただ前回、この一番下段にありますように、県产品利用促進制度につきましては1号県产品のみを慎重に試行するということで、部分的了承をいただきまして、この網掛けで書かれたものについては、1号県产品以外2号、3号に当たる部分もありますが、これは引き続きこちらの対応はしておりますけれども、2号、3号をどういう形にするのかも含めまして、引き続きまた検討していきたいと考えております。

意見への回答につきまして、一番上、碓井会長からいただきました1号県产品の認定方法につきまして、前回の説明資料上では「さらに部局等が認定した物品について知事に申請をし、認定リストを作成する」ということになっておりましたが、試行を行う1号県产品は全てそれぞれの部局の認定審査委員会等を通っているという性質上、重ねて認定を行うことは今後の制度設計として見直したいと思っております。

また2号以外の県产品以外につきまして、碓井会長、小林委員さんからいただきましたメリット、デメリットにつきましては、売り上げや労働者所得の増、雇用改善など経済効果が期待できるということで、地域における経済循環等を創出し、自立的な経済構造の構築にも資するものと考えます。

また、堀越委員からいただきました、県产品の認定基準について都道府県民税というような形の表現があった部分につきまして、今後、1号以外の認定基準を記載する際に、先ほどもありましたが、県税等ですとか県税といった形での書き方ではなくて、具体的な税の名前でわかりやすく表現をしてまいりたいと思います。

また、ご質問にありました赤字法人でも認定基準から外れないかどうかという部分につきましては、赤字法人であっても今後の制度設計の中で認定の対象としていきたいと考えております。

小林委員からいただきました、安いものを買うというメリットを県民が享受するのも客観的な判断基準ではないかという意見につきましては、安いものを買うというメリットもある中で、県产品の利用拡大するということで地域の経済、地域で働く人、県内の企業、そこに生じるメリットというのも県民への間接的なメリットだろうと考えております。こういったことを県が率先して進めることで、機運醸成のために資するのではないかというふうに考えております。

また県产品について、高価値化を目指す地域ブランド化、一般銘柄1.1倍以内なら調達する政策は矛盾しているのではないかということについては、今後1号県产品を試行する中で、また確認をしつつ、矛盾しない制度としてまいりたいと思っております。

次、小林委員からいただきましたご質問については、後ほど試行の中でもご説明させていただきますが、前回の資料におきまして、入札前に県产品の1.1倍以内か確認しなが

ら予定価格を立てる。あるいは入札前の段階で、県産品のみに対象を絞るというような形の制度としておりましたが、こちらにつきましては、試行に際して、県産品銘柄と同等の一般銘柄がある場合は同等品でも応札も可能とし、また入札前に予定価格ということではなく、開札時に中身を確認させていただきまして、総合評価方式等により1.1倍以内であれば県産品を採用する制度とさせていただきたいと思います。ただし、1号県産品の場合は同等品のない製品というのも想定できますので、こういった場合については、県産品銘柄を特定し、指定による調達になることもあり得ると考えます。

また、企業情報の管理について堀越委員、野本委員からご意見をいたいたしたことにつきましては、1号県産品につきましては、商品へ企業情報等、企業の了解を得て開示している部分もございますが、それ以外の県産品に枠を広げていく際には、個人情報保護条例や情報公開条例等、関連法令の該当条文の記載等を検討してまいりたいと思います。

引き続きまして、前回、部分的にご了承いただきました1号県産品の優先調達の試行につきましご説明申し上げます。

○事務局

資料16ページをごらんいただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

1のほうで、前回までの整理の中で県産品という定義を1から4ということでお示したところでございますが、1号のみ慎重に試行ということで審議されたところでございます。その審議を受けまして、2として部分的試行の実施についてということでございます。

まず試行を行う1号県産品の定義といたしまして、(1)の①から③ということで、各関係部局で県の施策推進のために選定委員会等で客観的な審査を経て、このものについて認定されたものであることと、あと一定の基準が要綱等に明確に示されているということ。③としましては、認定等に有効期限を設けている、または認定の要件に該当しなかった場合には、取り消しがある旨の規定があることということで、別紙、17ページをごらんいただきたいと思いますが、以前からもお示しさせていただいておりますが1から9、信州リサイクル認定制度以下、一応、こういうものを想定しております。

先ほども質疑応答で説明させていただきましたが、重複のないように、これらのリストの中に掲げられているものにつきまして、県としての優先調達のものとして随時公開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○事務局

また試行に際しての調達方法について、2番、県産品の優先調達の試行ということで資料を作成しております。

上記の1号県産品の定義の中にあるリストに載っている県産品を優先して調達するに当たりまして、特に同等品が存在しないものについては銘柄名を指定した上で、取扱事業者は複数ございますので、その中の最安値で契約という形になるかと思います。

ただ、1号県産品以外に同等品が存在するものにつきましては、入札の場合に県産品銘柄の指定の適否を審議の上、県産品利用促進制度の、今回ですと試行の対象であるこ

とを明記した上で銘柄名等を指定しまして、同等品も可として公告をさせていただきます。その中で物品購入等の公募型見積合わせの場合につきましては、1号県産品が、最低価格をとりましたその他の銘柄の1.1倍以内であれば、県産品銘柄を優先して調達させていただきたいと思います。また入札になる案件の場合につきましては、総合評価落札方式により県産品銘柄に配点をいたしまして、その他の銘柄の点数と比較して、県産品銘柄が1.1倍以内であれば県産品銘柄を採用といたします。

こちら、前回の公告時に予定価格を確認するという部分を除きまして、開札時に1.1倍以内の部分を確認することで変更をかけさせていただきました。それ以外の設定につきましては前回までの説明と変わっておりません。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまの「しあわせ×2 (buy) 信州県産品利用促進制度の試行」につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。これはなお前回の当審議会が了承したことを受けた試行だと、どうぞ小林委員。

○小林委員

高価格化を目指す地域ブランド製品は代替品がない製品ということになっているんですが、具体的に高価格を目指すというのは地域ブランド化ということであれば、例えば今の17ページのこの認定品の中で高価格化を目指すものと、あえてそこまでは言えないもの、例えば信州プレミアム牛肉なんていうのはどっちへ入るんですかということをとりあえず聞いてみたいというか、その辺の認定をどういうふうにするのか、何かお考えあればお聞きしたいと思いますが。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今の件に関しましては、信州プレミアム牛肉は当然、農政部で普通の牛肉よりも高品質なものについて価格を上げるために導入した制度でございますので、一応、そういうことも想定されますが、ただ、相対的なものではございませんので、その辺も含めまして、各部局とその辺を勘案いたしまして、試行で、その辺を含め、うちのほうでも全て答えられるわけではないですので、試行の中で整理をさせていただきたいと思います。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。小澤委員、どうぞ。

○小澤委員

すみません、前回、議論が出たかもしれないんですけども、慎重にということで1号のみになったという前回の結果だったと思いますが。

1号ということで結構、範囲も狭まったような感じがするんですが、今後、具体的に

どのような試行の結果を確認しながら展開していくのか、そのこともちょっと今日は確認させていただきたいと思います。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

基本的には各部局、県庁内の調達が主でございますけれども、各部局に、この制度によって県産品、1号県産品の状況、購入実績の照会をさせていただいて、把握をしていくという形になるかと思います。

それもどのようなものが比較的多いのかという実績がわからない部分もありますので、そういうことも含め、今後、慎重に1号県産品の試行を踏まえた上で、2号なり3号なりにつなげていかなければなと思っております。ですので、一応、調査をしたいということをございます。

○碓井会長

他にいかがでございましょうか。

○小澤委員

どういった品物が使われたかという把握のみのチェックということですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

当然、産業労働部としましては、長野県に関連する県産品がより多く、県内も当然ですが県外で売れればいいということでございますですから、当然、県で優先調達する上で、やっていく上での障害とか、こういうことがあればもっと買えるというのを、ちょっと予算面については別論議でございますけれども、制度的にもしこういうものがという意見なりご意向があれば、それも踏まえまして、認証制度を持っておられる部局と調整して、より調達できるような形に生かせられればなというように考えているところでございます。

○碓井会長

はい、他にいかがでしょう。

それでは、この件は慎重に試行するという前回の趣旨に従って、本日、ご説明のあつたところを着実に試行していただくということで、これ了承でも何でもないんですが、一応、ご報告を伺ったということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

イ 除雪業務の入札制度の見直しについて

○碓井会長

それでは次のイ、「除雪業務の入札制度の見直し」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

建設部道路管理課の山崎直人と申します。よろしくお願ひいたします。除雪業務の入札制度の見直しについて、資料の18ページ、19ページでご説明させていただきます。

まず長野県の除雪について19ページからお話をさせていただきます。

長野県の除融雪業務の概要です。除雪と凍結防止剤散布業務に分かれており、除雪延長が4,500キロ余で、県管理道路5,100キロ余のうちの大半を占めております。それを重点区間、一般区間に分けそれぞれ積雪量が、5センチから10センチ、10センチから15センチというときに出動しております。

目的としては安全な交通が確保できるよう除雪を行い、特に通勤・通学時間帯前までの交通の確保に努めるということにしております。通勤時間帯前の交通確保や連続した降雪に対応するため、深夜早朝の出動が必要になっております。また、大雪注意報等発令中はもとより、出動が予想される場合は昼夜を問わず待機し、出動できる体制を整えているということで、非常に大変な業務です。

除雪はロータリー車、あるいはローダー、グレーダー、トラックで雪をどけて、走行する場所を確保するものです。

次に、凍結防止剤散布業務ですが、延長が4,400キロ余ということで、県管理道路ほとんどの部分を網羅しております。凍結路面を発生させないよう、凍結防止剤を散布しています。夜間や警察の要請等を受けての緊急的な出動など除雪と同じように、出動が予想される場合には昼夜問わず待機し、出動できる態勢を整えております。

除雪・凍結防止剤散布の契約は、県内を500弱の工区に分け、それを単体工区、施工体制確認工区、市町村委託工区に分けて契約をしております。

単体工区というのは、あるエリアを一つの者に委託をするということで、入札に先立ち工区を分け受託の希望者を募り、要件を満たした者に入札をしていただくということで、価格が一番安い者と契約をするという競争入札です。

施工体制確認型工区は特に条件の厳しいところ、あるいは扱い手が不足するようなところにつきまして、もう少し広い区域を一つのエリアとし、施工体制のすぐれた者にその部分の価格以外の点を加え総合的に評価をし受託者を決める工区になります。こちらが24工区あります。市町村委託工区は、県が市町村に除融雪を委託することで、市町村と一緒にすることで経済的、あるいは効率的な除融雪ができるところに採用しております。

除雪の特徴的なこととしては、車両に乗って除雪をしたり、凍結防止剤を散布したりということですのでオペレーターが重要になります。単体工区の入札では、1者で複数の工区に応札をしたいという希望があってもオペレーターの数以上の工区には応札ができないというシステムで入札をしております。

業務の規模としては、県、民間保有で、除雪散布車あわせて1,300台余りという膨大な車両を使いまして業務に当たっており、それを運転するオペレーターは、各社で4,000名が登録されているという状況です。

18ページをお願いいたします。除雪業務の入札制度の見直しについて、適正賃金を確保し、担い手不足を解消することにより安定した冬期交通を確保するということでございます。

左側1番に現在の除融雪業務の状況と課題が出ております。除融雪業務の平均落札額は98.1%と比較的高い数字になっております。しかし、一部の工区においては総合評価の加点取得を目的とした過当競争が発生し図1を見ていただきますと、98%～100%という高いところに82%の366者が集中しております、その下、92.5%よりも低いところに16%、72者ございます。

総合評価の加点取得を目的とした過当競争というのは除雪を受注していただいた方は建設工事を受注する際に、総合評価落札方式の価格以外点に「除雪契約を結んでいる」という項目があり加点されます。ですから総合評価の建設工事を受注しようとする場合には、除雪業務の受注がありますと有利になり、逆に除雪の契約がない場合は、建設工事の受注が不利になってしまふということで、除雪の受注を目的とした一部工区での過当競争が発生しております。

2つ目になりますが、低価格入札工区では、除融雪に対する住民の苦情等が増加しています。通勤時間帯までに除雪が行われないとか、適正要員が未配置のまま除雪が行われているといった苦情が最近増加しており、この背景には低い価格での入札をしたということで、除融雪の質が落ちているのではないかということが考えられています。

次に、オペレーターを複数の会社に登録するような、公平性・公正性に問題がある入札が発生しております。一人のオペレーターは1台にしか乗れませんので、各社が応札をするに当たり、応札したい工区に必要なオペレーターの数を確保できる分しか入札に参加できないというルールで行っておりました。そうしたところ1つの工区に別の会社に同一のオペレーターを登録するような応札が、昨年、見受けられました。これについては禁止事項ではありませんでしたが、公平性・公正性の面で問題があります。

次は、除雪の失格基準価格は建設工事を準用し、87.5から92.5%の変動性を使っております。しかし、エリアが狭く限られた会社だけが応札するというところで、この方式を適用するのはなじまないということでございます。

次に右側の中段のグラフになりますが、除融雪業務は人件費①が、26.9%で道路工事等の約12%に比べて極端に高くなっています、落札率が低くなると人件費に影響しております。

続きまして右側、除融雪業務の改定案について説明させていただきます。

(1) 失格基準価格を予定価格の93%で固定します。人件費の割合が、高いということで、適正な賃金水準の確保を考慮いたします。オペレーターの平均年齢は49歳で高齢化が進んでおり若年層の入職を促進するものです。

次に、過当競争を防止し、適正な除雪体制の確保ということで失格基準価格を変動制ではなく、固定性とすることによって過当競争を防止するということを考えております。

93%の根拠としましては、グラフにございますが、現在、3者以上の落札率が91%、

細い点線でございます。人件費を100%確保するようにしますと、太い点線になります。それを平均化しますと93%という太い実線のラインが出てまいりまして、このラインを確保することにより、人件費を100%確保するだけの失格基準価格と考えております。

(2) 総合評価落札方式における除融雪加点の見直しになります。建設工事の総合評価落札方式に除融雪の加点を見直すことにより、過当競争を防ぐというものです。

除融雪の加点は、県内及び東信、中信、南信、北信の4ブロックについては加点を廃止し、10ブロックという、各地方事務所管内での競争をしている入札につきましては、選択性とし、ブロックごとに実情に合わせ発注機関が除雪の加点の採用、不採用を決定し、過当競争を防止するというものです。

(3) はオペレーターの重複入札の制限で、この制限事項が明文化されていなかったため同一オペレーターを別会社に登録しての入札を禁止し、公平性を確保するものです。

実施時期は、平成28年度の除融雪業務、これは平成28年8月入札公告開始を考えておりますが、それから適用されるというものです。説明は以上でございます。

○碓井会長

ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。では藏谷委員どうぞ。先にお願いします。

○藏谷委員

3、4年ですか、いろいろな会議等でご当局と意見交換をさせていただいた内容、これ少しずつ改善をされて大変ありがとうございます。ただ、今シーズンのような雪が少ない、いわゆる少雪な時代がこれからもっともっと続くのではないかというふうに思うんですが、今年のような雪の量ではとても除雪企業は、これ3年続いたら多分、手を擧げる企業はいなくなるのではないかというようなぐらい、機材、オペレーター、助手等の持ち出しが多くて大変な時代になっているんです。これはこれで第一歩として大変評価を申し上げますけれども、今後、除雪に関して、せっかくの機会ですから私どもが実感していることをちょっと申し上げたいので、今後の契約改善等の参考にしていただいて、改善等、迅速にいただければありがたいと思います。

一つはグリーンシーズン、雪のない時期に道路の小規模の維持修繕を地域の業者でJVで基本的にはさせていただいております。100カ所近くです。除雪の場合は、夜、吹雪のときに道路が見えませんから、オペレーターはグリーンシーズンの道路を頭に入れているわけで、極端にいようと真っ暗な中でもわかるわけで、そのくらいオペレーターの勘で除雪をするわけでありますから、道路と河川と除雪と包括的に一体化したようなスキームをつくっていただくことが、私たち経営陣からすると非常に経営が見えます。ある意味での安定といいますか、受注が見込めるという内容かと思います。

今、1年1年の契約ですが、重機も高い、グリーンシーズンの仕事もだんだん減っているということで、1年1年で契約するのではなくて複数年契約、最低でも3年ぐらいで契約して、3年間の維持修繕として河川改修あるいは除雪は、私どものエリアはエリアの企業でしっかりと維持させてもらうというようなスキームにしていただくと不安もなくなるかなと思います。

そして最後ですけれども、今、19ページに大雪注意報発令中はもとよりというのが、除雪業務と凍結防止剤散布業務にも記載されていますが、機械を購入すると、大体、機械の価格の20分の1、県から補助をいただきます。20年、しっかりとメンテナンスをして持たせると、そこでチャラになるわけです、単純計算をすると。ところが、肝心のオペレーターと助手は全くゼロであります。これは企業の持ち出し、雪が降らない場合、大雪警報が出たときだけ待機料が出ます。ここには大雪注意報とありますが、大雪注意報が出て待機をしても待機料は出ません。雪が降らなかったら稼動しませんのでオペレーターも助手も全部会社の持ち出し、これがずっと続いています。こういうような条文があるのであれば、機械の助成は見ていただけるんですが、オペレーター・助手等もまたいろいろデータ、私どもはたくさん持っているので、それもご検討いただいて、そちらのほうのある程度の助成というか待機料等も、他の県、福島や新潟はやっていますので、参考にしていただいて助成いただくことも、今後の少雪時代に向けた対応の一つかなと思いますが、前向きにご検討いただきたいと思います。以上です。

○碓井会長

ただいまの藏谷委員のご要望ということで承っておいてよろしいですか。
ご発言ありますか、どうぞ道路管理課長。

○事務局

道路管理課長をしております田下と申します。

今のご意見ですね。道路の夏の維持補修と除雪を一体化してできないかということで、これは以前から建設企業の皆さんからご要望をいただいている内容であります。実際、地域に精通するということで除雪もやりやすくなるし、住民サービスも向上できるだろうといったこと、あるいは契約の手続きに対して、かなり、今、煩雑な方法をとっておりまして、一括契約することによって、これは受発注者ともに手続きが簡略化ができるといったようなことですとか、今、会長さん言われましたが、企業の経営の見通しといった面でも効果的な方法だと思います。

実は以前、3年ほど前にこの制度、一体化ということで試行しておりまして、そのときにインフレスライドの条項の適用がなかったことから、制度の途中で労務費が変わった段階で契約変更できなかったというようなことがありますて、1回中止しておりました、今いただいたご意見をもとに、次年度当初でまた復活できるような方法をまた検討してまいりたいと考えております。

それとやはり雪の多い年、少ない年ともオペレーターさんが待機していて、実際、多い年は稼動しますのでいいんですが、少ない年についてはなかなか、待機しているだけで赤字になりますといったようなご意見もいただいているところであります。こちら辺につきまして、多い年、少ない年と平準化するといったような意味合いで複数年契約等、これもできるかどうか予算措置の問題とか、あるいは競争性の問題とか、さまざま検討しなければいけない課題はあろうかと思いますが、その辺も含めて前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○碓井会長

他に、高橋委員どうぞ。

○高橋委員

要望で申し上げたいんですけども、除雪についてはオペレーターの皆さん、あるいは建設会社の皆さん、本当に夜中に大変な作業をいただいて、道路の確保をいただいておりまして、本当に一県民としても頭の下がる思いです。

今回、この失格基準を見直していただくというのは大賛成なんですが、オペレーターの皆さんにはいきなり上手にならないので、その熟練度が高い人はすごく除雪がうまくて道路がきれいになっていて、若手の皆さんには、熟練度がないというか、そういう面がありますので、先ほど藏谷委員が言われたように複数年契約等をやっていただいて、オペレーターの熟練度というか、品質確保がきちんとできるような取組が是非必要ではないかと、思います。

今回の人工費を100%見ていただいて適正賃金を確保することなんですねでも、この除雪、融雪業務の単価、予定価格というか単価設定というのは路線とか各ローダーによってとか、いろいろ違いがございますよね。そういうものを、人工費を100%見てきちんと払われたかどうかという検証はどうやってやるのかをお聞きしたいが、いかがなのか。

それから、やっぱり若いオペレーターに参入していただきたいというんだったら、そういう人たちを育てる枠組みというか、取組も是非今後検討いただければと思います。

○碓井会長

他に何かご質問とかございませんでしょうか、どうぞお願ひします。

○原山委員

ちょっと個人的な感想なんですけれども、この除雪業務というのは人工費もオペレーターも先ほど、品質はともかく、一人乗れば幾らというのと、それから機械、それで大体、どの会社がやってもかかる経費というのは決まってきててしまうのではないかかなというふうに、ちょっと素人ですけれども、そんな感じを持ちまして、根本的なことを言ってしまうんですが、入札制度に馴染むのかなということがそもそも、私の疑問です。

ですから、適正な人工費と直接経費、それから利益の部分が諸経費に当たるのかなと思うんですけども、適切な利益を盛り込んだ、何か価格を決めてしまってもいいような気がしました。

○碓井会長

結構、根本的な問題提起があったんですが、これは道路管理課長、ご発言あるようでしたら。

○事務局

以前はやはり除雪業務は入札に適さないのではないかというようなことで随意契約、

特に新潟県とか、隣接の県も随意契約とかをやっているんです。ただ一回、長野県は、競争入札を導入しまして、その中で総合評価の加点等もした関係があって、除雪自体は、実はやりたくないんだけども、何とか夏の加点もいただきたいから参加せざるを得ないというような状況の中でやってきたという部分もありまして、今回、加点のほうも見直させていただきますので、その状況を見て、十分検証する中で、また考えさせていただきたいと思います。

○碓井会長

他に何か。それでは、これはこのように承ったということでおろしゅうございますか。
それから私から、これは資料について、この資料6の右側の2のところに実は2つのことがあります。(1)と(3)は除融雪業務の入札のあり方についての改定ということだろうと思うんですが、(2)はどうやら、普通の建設工事の総合評価落札方式の場合にこの除雪加点をする仕方についての改めというふうに理解したんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。もしそうだとすると、この資料2とあるのは、(1)と(3)がそういうことで、新たな3をつくって、今の(2)をそこに移すという手も考えられるんですが、私の理解が間違っているかどうかはご説明いただきたいと思います。

○事務局

委員長さん言われたとおりでございます。

○碓井会長

ではこれは、一般にもこういう資料が見られるという状態だと仮定すると正しくしておいたほうがいいと思いますので、これをお直しするのはお任せしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

ウ 建設工事において週休2日の確保を評価する総合評価落札方式の試行について

○碓井会長

それでは3番目、ウの「建設工事において週休2日の確保を評価する総合評価落札方式の試行」について、これは冒頭に藏谷委員からもご発言があった点に関係します。事務局からご報告をお願いします。

○事務局

建設部、技術管理室の入札契約班でお世話になっております、浜と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

建設工事において週休2日の確保を評価する総合評価落札方式についてでございます。資料の20ページ、資料番号7番をごらんください。

目的でございます。建設工事の現場において労働者の休日を確保し、労働環境の整備と地域の安全・安心を担う建設労働者の確保・育成を図ることを目的としております。ただ、建設業におきましては高齢化が進んでおりまして、若手入職者が減少する中で、

将来の担い手不足が課題となっている状況でございます。

このような中、建設工事におきましては4週で4日の休日を取得している現場が多く、建設工事の現場において週休2日制、4週8休を実施する場合には、総合評価落札方式の入札において加点評価を行って、労働環境の整備を図っていく取組でございます。

2番の具体的な取組内容等でございます。対象工事としまして、緊急を要するものを除きまして、全てを対象としまして発注者が指定した工事とさせていただいております。

具体的な確認方法としましては、応札者が入札時に週休2日を考慮した概略の工程表を作成していただきまして、さらに落札者となったときには、工事着手前に施工計画書において、雨天日や作業上の都合による場合を除きまして、土曜日または日曜日を4週で4日以上含んで、週休2日を計画して、発注者協議の上、計画の工程表を作成していただきます。工事が竣工した際に、計画した休日の取得実績を発注者が確認して評価するものでございます。

当該工事におきましては、週休2日を実施することを労働者等に周知するため、工事現場に掲示を行うこととしております。平成28年10月以降の公告案件を対象に実施していきたいと考えているところでございます。

この試行では、受注者の責によらない場合は除き、計画された休日の8割が確保できない場合には、工事成績評定の法令順守の項目で3点減点を考えているところでございます。

最後に週休2日、4週8休による職場環境の改善によりまして、先に説明させていただきました入札参加資格の新客観点数やモデル工事の取組とあわせて、安心して長く働く建設業の一助として若手入職者を増やし、地域の安全・安心確保の担い手確保に貢献できるものと考えているところでございます。以上でございます。

○碓井会長

原案はそういうことなんですが、先ほど冒頭のほうでの審議を踏まえますと、ここで例えば週休2日相当とかそういう文言にしたほうがいいのかどうかという問題がありますが、藏谷委員の先ほどのご発言を踏まえるとそういうことだったんですね、違いましたか。

○藏谷委員

先ほどのは、新客観点数でこれ総合評価で現場の工程によるので、ちょっとニュアンスが違うかと思うんだけれども。

極端なことをいうと、確認内容等の②で、書いていないけれども、4週で土曜日または日曜日を4日以上含むわけでしょう。ということは、土曜日は全部出て、日曜日を4日間休めば、あとはフレキシブルな感じで、早く工事を終えて、竣工を待たれる間でどつと長期休暇を取ればいいのかなとか、いろいろなフレキシブルな考え方ができるわけで、そうじやなくて、基本的には1週間のうち、土曜日でなくてもいいけれども、日曜日と月曜日とか、それを現場サイドで決めてやればいいのか、その辺がちょっとあいまいかなと。

○碓井会長

そうすると、ちょっと私、誤解しましたが、先ほどとはこれは場面が違うと。これ場面が違うからこれハードルを高くしてもいいという考え方もあるし、そうはいってもやっぱり弾力性は持たしたほうがいいという、この辺、他の委員の皆様も含めて、何かご意見はありますでしょうか。

あまり誰も乗れないようなもので試行していても、高橋委員どうぞ。

○高橋委員

場面は違うと思うんですけれども、先ほどの話のように、入札参加資格の新客観点数では、4週5休は3点、4週6休は5点、4週8休は10点と、差が設けられていたのに、ここでは4週8休を実施するのは、1回でもいいのかどうなのかわからんけれども、加点0.5点という評価なので、その辺はどうなのかなと思います。私、前回の審議会のときに、週休2日のモデル工事の実施状況を中間報告で出していただいたので、今回こういう提案をされるに当たっては、中間報告ではなくて全体的なモデル工事の結果がどうで、どういう評価をしてこういう提案が出てきたのかというのをご説明いただけるものと思っていたんですが、そういうものは全然なくて、いきなりこういう加点で評価するというお話なので、その辺の評価とか、あるいは資料、もし出せるようなものがあれば、また次回、お出しをいただければと思います。

○碓井会長

これは後でまたご相談しますが、次回の審議会は多分、9月ごろ開催ですね、そうすると、ここには間に合わないということになるのか、それともぎりぎりで滑り込めばいいということになるのか、もし仮に次回、今のをご報告いただいて、それを踏まえてよしこれで行こうと、やってもいいことなのか、その辺、事務局、どんな日程ですか。

○事務局

まず週休2日のモデル工事なんですが、前回、中間報告として出さざるを得なかつたのは実際には工期が現在も続いているものがございまして、それがために竣工したものに限って、現在、中間報告をさせていただいているものです。最終的になるかどうかちょっとまだ微妙なんですが、次回の審議会ではその結果をお示ししたいと思っております。

今回、この週休2日の総合評価の試行についてご報告させていただいているのは、実は本年度、国を挙げて早期発注ということが言われています、おそらく7月、8月が発注のピークになってしまいます。そうしますと、モデル工事を選ぶ選択肢が減ってしまう関係がございまして、次回の審議会を待ってでは実際に効果的な現場を選べないということがありまして、本来であれば、その結果を見ていただいてこのご報告をさせていただければベストだと思いますが、そういった時間的な制約がある関係で、というか、試行についてご説明しているものでございます。

あわせまして、先ほど週休2日の表現のところがございました。基本的に各週とも土曜日か日曜日か、どちらかは休んでいただきたいと、残る4週のうちの4日については、

基本的にはフレックスで工程を組んでいただいてかまわないというふうに考えておりまして、そこら辺がわかりやすいような表現で公告等をさせていただければと考えております。以上です。

○碓井会長

そうしますと、この週休2日という表現で十分だという、一応そう理解していいですか。藏谷委員、大丈夫ですね。やっぱり入れたほうがいいですか。

○藏谷委員

先ほどの相当というのを入れたほうがいいでしょう、わかりやすいでしょうね。今、説明を聞いているからわかるけれども、最初読んだときにはやっぱり相当、ちょっと注意書きか何かあるとやさしいかなと思いますけれどもね。

○碓井会長

なるほど。他に委員の皆様、ご質問やご意見を。

それでは、試行ですからどれだけ満たす業者が出てくるかわかりませんが、やってみましょうということで、ご報告、承ったということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしますと、一応、これで今日の案件は全て終了したということになりますが、何か委員の皆様からご発言ございますでしょうか、この審議の件につきましては、よろしくございますか。

それでは、ちょっと時間が超過してしまいましたが、議事の進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。以降、事務局のほうでお願いいたします。

4 その他

○事務局

ありがとうございました。それでは次第の4、その他でございます。

まず事務局のほうからちょっとお願ひいたします。次の契約審議会の開催予定についてでございます。

事前に委員の皆様からご予定をお聞きしたところ、最も多くの委員さんがご出席いただけるのは9月8日本曜日でございましたので、9月8日を軸に調整させていただきたいと考えております。準備が整い次第、日程調整等のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではあと、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、それでは会議の閉会に当たりまして、清水会計管理者兼会計局長から、本日のお礼を兼ねましてごあいさつ申し上げます。

○清水会計管理者兼会計局長

今日は長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございます。

いただきましたご意見、十分斟酌させていただいて、より適切な契約に向けた取組を進めてまいりたいというふうに思います。

会議中、事務局に、若干不手際がございましたことをお詫び申し上げまして、最後のお礼のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

5 閉　　会

○事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、平成28年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。